社会福祉法人あんず会定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人あんず会(以下「法人」という。)の定款の規定により、法人の定 款の施行に関する事項を定めるものである。

第2章 評議員選任 解任委員会

第2条 評議員選任・解任委員会に関しての必要な事項は、評議員選任・解任委員会運営細則で定める。

第3章 評議員会

(役員等の出席)

- 第3条 理事及び監事は、評議員会に出席することができる。
 - 2 法人の職員及び業務を委託している弁護士等は、理事及び監事を補助するため、評議員会に出席することができる。
 - 3 評議員会は、必要に応じ、前項に定めるもの以外の出席を求め、その意見または説明等を聴取することができる。

(議長)

- 第4条 評議員会に議長を置く。
 - 2 評議員会の議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する。

(理事等の報告・説明)

- 第5条 議長は、出席している理事又は監事に対して議題に関する事項の報告又は議案の説明を求める ものとする。
 - 2 前項の場合において当該理事は、議長の許可を得た上で、第3条第2項に定めるものに説明させることができる。
 - 3 法令に基づき評議員より提出された議案については、議長は議案を提出した評議員にその説明 を求め、理事又は監事に当該説明に対する意見を求めるものとする。
 - 4 理事及び監事は、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、法令に定める正 当な理由がある場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない。
 - 5 前項の法令に定める正当な理由とは次の各号に該当する場合とする。
 - (1) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合で、以下に該当する場合を除く。
 - ア 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知した場合
 - イ 当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合
 - (2) 評議員が説明を求めた事項について説明することにより社会福祉法人その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することになる場合

- (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (4) 第一号から第三号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(召集)

- 第6条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合にあっては、その旨。)
 - 2 評議員会の召集通知は、招集日の1週間前までに各評議員等に対して書面で発出する。
 - 3 前項にかかわらず、評議員の全員の同意を得て召集の手続きを省略し、評議員会を開催することができる。

(決議)

- 第7条 評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる 評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
 - 2 評議員会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。
 - 3 議長は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。
 - 4 理事、監事又は評議員の社会福祉法人に対する責任は、総評議員の同意がなければ免除することができない。
 - 5 第1項の規定にかかわらず、理事が議題の提案をし、当該議案について評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第8条 評議員会の議事録は、書面をもって作成するものとする。
 - 2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等を記載して作成する。
 - 3 議事録は、当該評議員会の日から10年間法人の主たる事務所に備えおかなければならない。

第4章 役員及び職員

(理事長専決事項)

- 第9条 定款第24条に規定する日常の業務として理事会が定める理事長専決事項は、次の定めるとおりとする。
 - (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
 - (2) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの(法人運営に重大な影響があるものを除く)
 - (3) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

- (4) 工事又は製造の請負、食料品・物品等の買入等、1万円以上800万円未満の契約を締結すること。尚、1万円未満の契約については施設長が専決する。
- (5) 予算上の予備費の支出
- (6) 寄附金の受入れに関する決定(10万円以上に限る。ただし、重大な影響があるもの を除く)
- (7) 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること
- (8) 施設長の職務に専念する諸願の許可又は承認に関すること
- (9) 職員の昇給・昇格に関すること
- (10) 各種証明書の交付に関すること
- (11) 行政官庁からの照会に関すること(定例又は軽易な事項は除く)

(監事)

第10条 監事は、理事会等に出席するものとし、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

第5章 理事会

(出席者)

- 第11条 理事会は理事及び監事が出席して開催することとし、必要に応じてそれ以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
 - 2 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集者に対してその旨を連絡しなければならない。

(議長)

第12条 理事会の議長は、出席した理事の中からその都度互選により選任する。

(召集)

- 第13条 理事会の招集には、招集日の1週間前までに理事及び監事の全員に通知を発しなければならない。
 - 2 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意を得て召集の手続きを省略し、理事会を開催することができる。

(決議)

- 第14条 理事会の決議は、法令又は別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の 過半数が出席し、その過半数をもって決する。
 - 2 理事会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。ただし、議長が理事全員に異議ないと認める場合には、その旨を確認した上で決議があったものとすることができる。
 - 3 議長は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、その議決権を可否同数の場合のみ行使することができる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について意義を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

5 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該 事項を理事会へ報告することを要しないものとする。ただし、業務の執行に関する理事長、 業務執行理事の報告は省略できない。

(議事録)

- 第15条 理事会の議事録は、書面をもって作成するものとする。
 - 2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等を記載して作成する。
 - 3 理事会に理事長が欠席した場合には、出席した理事と監事の全員が議事録に署名又は押印する。
 - 4 理事会の決議に参加した理事であって、作成された議事録に異議をとどめないものは、その 決議に賛成したものと推定する。
 - 5 議事録は、当該理事会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第6章 雑則

(改廃)

第16条 この細則の制定、改廃は理事会の決議をもって行う。

附則

この細則は、平成29年6月10日から施行する。 令和2年3月19日、第9条(4)尚、以下追記。